



目 次

規 則	ページ
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課) 1
◎高知県農業共済組合検査規程の一部改正	(協同組合指導課) 1
○保安林の指定予定の通知（2件）	(治山林道課) 2
○保安林の解除の予定	( " ) 2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課) 2
○公共測量の実施の通知（3件）	(用地対策課) 2
公 告	
○狩猟免許試験の実施	(鳥獣対策課) 3
○土地改良区の定款変更の認可（2件）	(農業基盤課) 3
○土地改良事業の計画変更の認可（窪川土地改良区）	( " ) 3
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置（2件）	(漁港漁場課) 3
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者	(8・1揭示) 4
入札公告	
○一般競争入札（免許台帳ファイリングシステムの借入れ）の公告	(警察本部会計課) 4

規 則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第88号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

- 第3条中「別表第1の」を「別表第1に定める」に改める。
  - 第5条中「別表第2の」を「別表第2に定める」に改める。
  - 第6条の見出し中「請求」を「請求手続等」に改める。
  - 第7条の見出し、第8条の見出し及び第10条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。
  - 第11条中「適当と」を「適当であると」に改める。
  - 第12条の見出し中「の報告の徴収」を「に係る報告手続」に改める。
  - 第13条中「に規定する」を「の職員の身分を示す」に改める。
- 別表第1の1の表2の項(8)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ケアーズ訪問看護	土佐市高岡町乙1179番地21号	平26・7・1
護理ハビリステーション土佐	YMマンション203号室	
ケアーズ訪問看護	香美市土佐山田町宝町四丁目4	" " "
護理ハビリステーション香美	番地32号 YSマンション111	
長山歯科診療所	高岡郡四万十町黒石564-1	" " "

高知県告示第484号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町	平成26年9月29日及び30日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

高知県告示第485号

高知県農業共済組合検査規程（平成21年7月高知県告示第493号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 第3条第1項中「全ての」を削る。
- 第4条中「農業共済組合検査実施要領」を「高知県農業共済組合検査実施要領」に改める。
- 第14条中「に対して」を「に対して、個人情報の保護等に十分に配慮した上で」に改める。
- 第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。  
(農林水産大臣との連携)

第20条 組合において、法令、法令に基づいてする行政処分、定

款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、知事が検査の実施に当たって農林水産大臣の協力が必要であると認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、知事は、相互連携の取組を更に徹底する観点から、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。

**附 則**

この告示は、平成26年8月15日から施行する。

**高知県告示第486号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡北川村平鍋字フカゼ3の78、字ハリボキ231、字日ノ路山532の5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字フカゼ3の78・字日ノ路山532の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第487号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡北川村二タ又字ハケ谷山291の1、291の2、291の5、291の6、292の1、294の1、355の6、355の10、355の11、355の41、字カゲ地山352の19

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ハケ谷山355の6・355の10・355の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第488号**

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸郡東洋町白浜字白浜88の21（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第489号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
  - (1) 発起人の住所及び氏名  
土佐清水市  
" 松 本 秀 夫  
" 橋 本 和 明  
" 吉 村 毅

- (2) 加入区の名称  
三崎加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
平成26年8月15日から同月29日まで
  - (2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合下川口支所

**高知県告示第490号**

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年7月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量及び地形図作成）
- 2 作業期間  
平成26年6月27日から平成27年1月30日まで
- 3 作業地域  
安芸郡東洋町

**高知県告示第491号**

南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年7月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（数値撮影及び写真地図図形成）
- 2 作業期間  
平成26年7月16日から同年12月31日まで
- 3 作業地域  
南国市

**高知県告示第492号**

安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年7月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（レベル2, 500数値地形図作成）
- 2 作業期間

平成26年7月24日から同年10月16日まで  
3 作業地域  
安芸郡北川村

-----  
公 告  
-----

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。  
平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所等

日時	場所	試験を実施する免許の種類
平成26年10月5日 午後1時から	仁淀川町立中央公民館	わな猟免許
〃 〃 12日 〃	西土佐ふれあいホール	〃
〃 〃 26日 〃	地域活力センター ゆすはら・夢・未来館	〃
〃 〃 11月16日 〃	安芸市総合社会福祉センター	〃
〃 〃 12月13日 午前10時から	四万十市立中央公民館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 14日 〃	〃	わな猟免許
平成27年1月17日 〃	高知県立大学（池キャンパス）	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 18日 〃	〃	わな猟免許

2 免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。）

- 3 免許申請書の提出場所及び提出期限  
高知県産業振興部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 免許申請書の配布場所  
高知県産業振興部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他  
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、窪川土地改良区の定款の変更を平成26年8月5日に認可した。  
平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市一宮川崎の丸土地改良区の定款の変更を平成26年8月6日に認可した。  
平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、窪川土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を平成26年8月5日に認可した。  
平成26年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年8月15日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

- (1) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐No.2船揚場  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.65メートル、船幅1.63メートル）
- (2) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港橋田東船溜

- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.55メートル、船幅1.60メートル）
- (3) 土佐市宇佐町宇津賀 宇佐漁港宇津賀船溜  
FRP船1隻（船名不明、282-16264、船長5.00メートル、船幅1.65メートル）
- (4) 土佐市宇佐町下中山 宇佐漁港白鷺（大崎護岸）  
FRP船1隻（船名不明、282-9877、船長4.30メートル、船幅1.55メートル）
- (5) 土佐市宇佐町萩谷川河口 宇佐漁港河口船溜  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.65メートル、船幅1.77メートル）
- (6) 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻-3.0メートル泊地  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長2.20メートル、船幅1.05メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~  
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年8月15日

清水漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

- (1) 土佐清水市西町 清水漁港（越地区）-3.0メートル泊地  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.60メートル）
- (2) 土佐清水市浦尻 清水漁港（浦尻地区）-2.0メートル泊地  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.65メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に清水漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

清水漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月1日（揭示済）

高知県監査委員 溝渕 健夫
同 佐竹 紀夫
同 坂田 和子
同 朝日 満夫

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
紫藤 秀久 高知市小津町5番8号 E Sセカンドビル1階

山口 剛史 高知市小津町9番7号 Kビルディング2階

2 監査の事務を補助できる期間

平成26年8月1日から平成27年3月31日まで

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年8月15日

高知県警察本部長 國枝 治男

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

免許台帳ファイリングシステム 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

平成27年1月1日から平成31年10月31日まで

(4) 借入物品の納入場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年8月15日（金）から同年9月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時

平成26年9月5日（金）午後1時30分

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年9月26日（金）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年9月24日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を平成26年9月12日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日

までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無  
無

(7) 契約書作成の要否  
要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年9月3日(水)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Filing system for driver's license records 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 12 September 2014

(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Friday 26 September 2014

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 24 September 2014

(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation